

# いわき市産木材販路拡大等推進支援事業補助金について

## 1 事業概要

市産木材の需要及び販路の拡大等を図るため、新たな製品の開発・研究や市内外での認知度向上に係るPR活動などに取り組む事業者等に対し、事業に係る費用の一部を補助するもの。

## 2 補助内容（詳細は別紙1のとおり）

### (1)事業区分

- ア 市産木材の需要拡大を目的とした新たな製品・技術の開発等
- イ 市産木材の利用促進を目的としたPR事業（市産木材の認知度向上）
- ウ 森林や林業への関心を高める体験イベント等の開催

### (2)補助率

- 定額（上限100万円）※事業区分 ア、イ
- 1/2以内（上限30万円）※事業区分 ウ

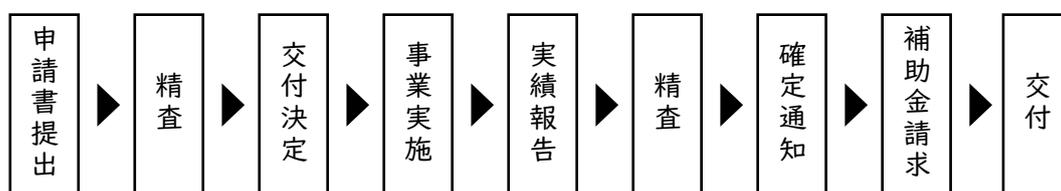
## 3 補助対象者

- (1) 市内に主たる事業所または住所を有する林業・木材産業関連業者又は関連する団体
- (2) 市内を体験場所として森林学習や林業体験等を企画する事業者又は団体

## 4 対象経費

材料費、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、保険料、委託料、使用料及び賃借料 など

## 5 申請の流れ



## 6 提出書類

事前に林業振興課へご相談のうえ、次の書類を林業振興課（市役所本庁4階）に提出してください。

### 【事業着手前】

- 補助金等交付申請書
- 事業計画書
- 収支予算書

- 申請額の根拠が分かるもの（見積書の写しやカタログ、チラシ、インターネット上の情報など）
- 申請者が法人の場合 法人登記事項全部証明書の写し
- 申請者がその他団体の場合 規約、約款等団体の運営に必要な事項を定めたものの写し
- 市税等完納証明申請書（兼）証明書（2に定める事業区分アに該当する場合）

**【事業着手時】**

- 着手届

**【事業完了時】**

- 完了届
- 実績報告書
- 収支決算書
- 事業報告書
- 補助対象となる活動写真
- 補助対象経費となるものを活用していることが分かる写真
- 補助対象となる活動に係る費用の領収書の写し

**【補助金等確定通知により補助金額が確定した後】**

- 補助金等交付請求書

**【事業実施年度の翌年度から起算して2年間】**

- 活用状況報告書 ※2に定める事業区分アに該当する場合  
事業成果の活用状況について、1年に1回、2月末までに報告書を提出

## 7 申請期間

令和8年4月1日（水）から令和9年2月26日（金）必着  
※予算がなくなり次第受付は終了。

## 8 問合わせ先

〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地  
いわき市農林水産部 林業振興課 林業振興係（本庁4階）  
メール ringyoshinko@city.iwaki.lg.jp  
電話 0246-22-1181

別紙 I

事業区分	事業内容	交付要件	補助率
<p>ア 市産木材の需要拡大を目的とした新たな製品・技術の開発等</p>	<p>(1)新用途・新技術に係る設計や実証に必要な部材等の試験            (2)実証データの分析            (3)試験体の作成及び性能等の調査に係る試験            (4)木質部材・工法等の高品質化・生産性向上等に向けた調査・試験            (5)市産木材を利用した新製品開発・試験研究            (6)製品等PRに係る広報活動や展示会の出展、現地見学会の開催            (7)国内外における個別商談及び市場調査            (8)製品等の輸出に係る環境整備（証明書取得、検疫官の招へい等）            (9)その他必要と認めるもの</p>	<p>(1)市内に主たる事業所を有していること            (2)市産木材を用いる事業であること            (3)法人又は法人格を有する団体、その他これに準ずる団体であること</p>	<p>定額            (上限 100 万円)</p>
<p>イ 市産木材の利用促進を目的としたPR事業（市産木材の認知度向上）</p>	<p>(1)市産木材のPRに係るHPの管理・更新            (2)市産木材のPRに係る動画制作・放映            (3)市産木材のPRに係る展示ブースの設置や展示会等の出展            (4)その他必要と認めるもの</p>	<p>(1)市内に主たる事業所または住所を有していること            (2)市産木材を用いる事業であり、かつ販売を主目的としていないこと            (3)特定企業のPRになるような事業内容とならないこと</p>	
<p>ウ 森林や林業への関心を高める体験イベント等の開催</p>	<p>(1)木工工作体験などのイベント開催            (2)森林・林業体験の開催            (3)その他必要と認めるもの</p>	<p>(1)市内で行われる市産木材を用いる事業であり、かつ販売を主目的としていないこと            (2)特定企業のPRになるような事業内容とならないこと</p>	<p>1/2 以内            (上限 30 万円)</p>